

令和7年度 長井市起業・創業支援事業補助金(概要)

本事業は、市内における新たな創業を促進し産業振興を図ることを目的として、起業・創業にかかる経費の一部を補助する制度です。

【補助対象者】

個人又は法人団体等

【補助対象事業】

- 1 空き店舗等活用事業…空き店舗等を活用して創業する事業
- 2 広告宣伝事業…起業した事業の周知及び売上増進を図るために広告宣伝を行う事業

※申請はいずれか1つの事業となります。

【対象経費・補助額】

- 1 空き店舗等活用事業

補助対象経費（下記記載の合計額）	補助金の額
① 店舗の整備費 ② 店舗賃借料の補助対象月数（※1）×月額賃料 ③ 広告宣伝費（チラシ作成・ラジオ宣伝・タウン情報誌掲載・HP作成等） ④ 備品費（補助金の額の1/2を上限とする）（※2） ⑤ ソフトウェア購入費（汎用性のないものに限る）（※2） ◎対象経費は、消費税・地方消費税を除いたものとする	中心市街地区域内において創業する場合は補助対象経費の2/3 補助上限 30万円 ■「加算対象業種」に該当する場合 補助上限 60万円 中心市街地区域外において創業する場合は補助対象経費の1/2 補助上限 10万円 ■「加算対象業種」に該当する場合 補助上限 25万円

※1 補助対象月数とは、交付決定通知書が発行された日の属する月から、令和8年3月31日又は事業が終了する日のいずれか早い日の属する月までの月数です。

※2 税込み 10万円未満のもので減価償却資産とならないものが対象となります。

- 2 広告宣伝事業

補助対象経費	補助金の額
広告宣伝費 (チラシ作成・ラジオ宣伝・タウン情報誌掲載・HP作成等)	補助対象経費の1/2 補助上限 10万円

【加算対象業種】

令和5年6月改訂「日本標準産業分類」の中分類に規定する

56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業、60 その他小売業、75 宿泊業、76 飲食店（小分類 762 専門料理店のうち細分類 7622 料亭、小分類 766 バー、キャバレー、ナイトクラブは除く。）、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、78 洗濯・理容・美容・浴場業、79 その他の生活関連サービス業（小分類 795 火葬・墓地管理業は除く）、80 娯楽業、82 その他の教育・学習支援業のうち小分類 823 学習塾、小分類 824 教養・技能教授業、83 医療業のうち小分類 835 施術業 に分類される業種

（但し、管理事務を主として行う事業は対象外。店舗にて起業する必要があります。）

【対象要件】

■共通

- ① 起業する事業が、農業、医療業等の対象外業種でないこと
- ② 本申請前に、長井商工会議所にて、事業計画等について経営支援員の確認を受けていること
- ③ 許認可等を必要とする業種にあっては、既に当該許認可等を受けていること、又は当該許認可を受けることが確実と認められること
- ④ 本補助事業等の実施にあたり、長井市の他の補助金と重複して受給しないこと
- ⑤ 本市において起業することが確実であり、5年以上事業を継続して行う見込みがあること
- ⑥ 市町村税等の滞納がないこと
- ⑦ 暴力団の構成員又は暴力団に関わりを持つ者でないこと

■空き店舗等活用事業

- ⑧ 空き店舗等を活用し、独立して業を営むことのできる事務所又は店舗にて起業すること
- ⑨ 起業する事業が、フランチャイズ事業によるものでないこと

【申請期間】

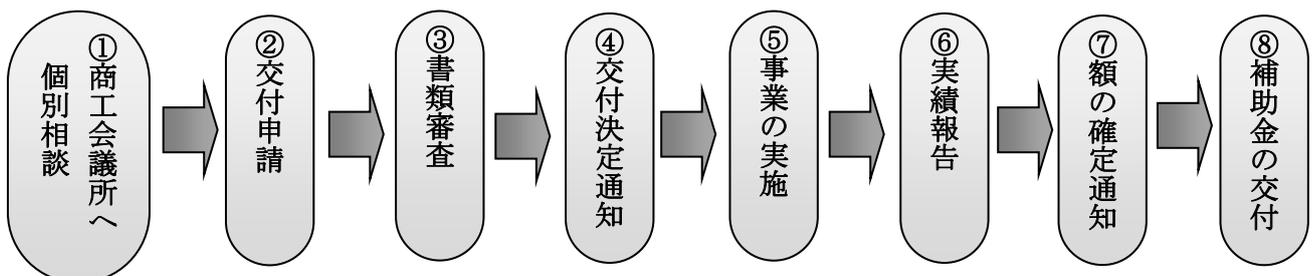
- ① 令和7年4月1日～令和8年2月末日迄

※ただし、受付は先着順で予算の範囲内となります。

- ② なお、今年度中に起業を検討しており、本補助金の活用を希望する方は、年度内の見込額を把握するため、6月末まで、必ず当課宛て事前相談をお願いいたします。

※事前相談の件数等により、年度途中での予算増額を検討する場合がありますが、予算の確保をお約束するものではありません。

【交付までの流れ】



※④の交付決定前に事業を開始した分は対象となりませんのでご注意ください。

※当補助金を受給し、同時に国又は県補助金を申請した場合、国又は県補助金の該当にならない場合がありますので、ご注意ください。

【申請手続き等】

詳しくは、「令和7年度 長井市起業・創業支援事業補助金交付要綱」をご覧ください。

問い合わせ先

長井市商工振興課 商工労政係

〒993-8601 長井市栄町1番1号

TEL 0238-82-8016 FAX 0238-87-3369

E-mail rosei@city.nagai.yamagata.jp